

子供の日本語教育について

●
令和8年10月28日

文部科学省総合教育政策局国際教育課



文部科学省

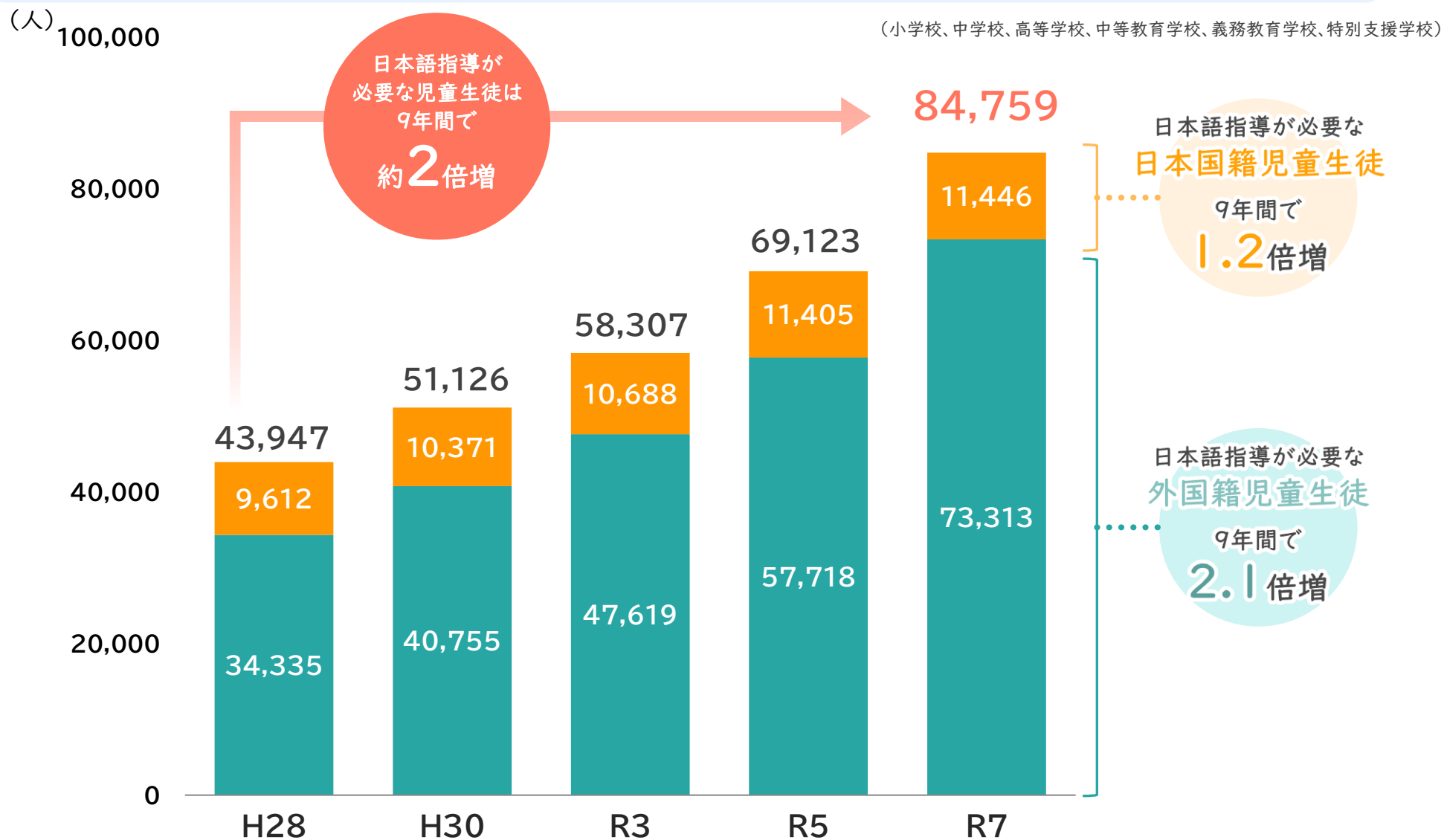
MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

(1) 現状

公立学校における日本語指導が必要な児童生徒数の推移（令和7年度）

- 公立学校に在籍する日本語指導が必要な児童生徒数は、9年間で約2倍の約8.5万人となっている。

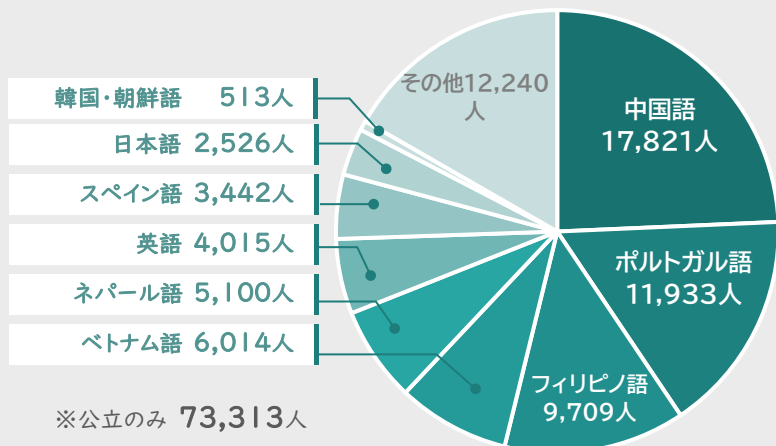


(出典) 文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」

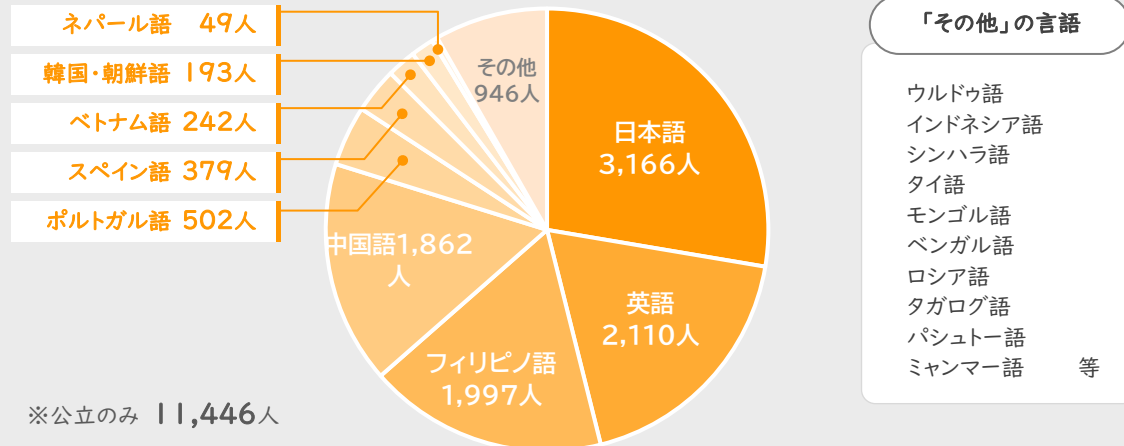
外国人児童生徒等に対する日本語指導の現状

1 日本語指導が必要な児童生徒は多様化している

外国籍児童生徒

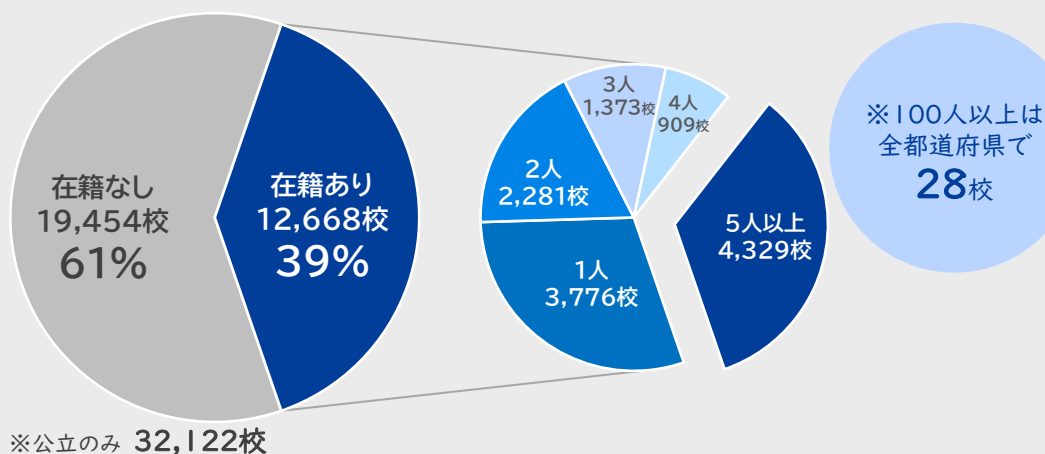


日本国籍児童生徒

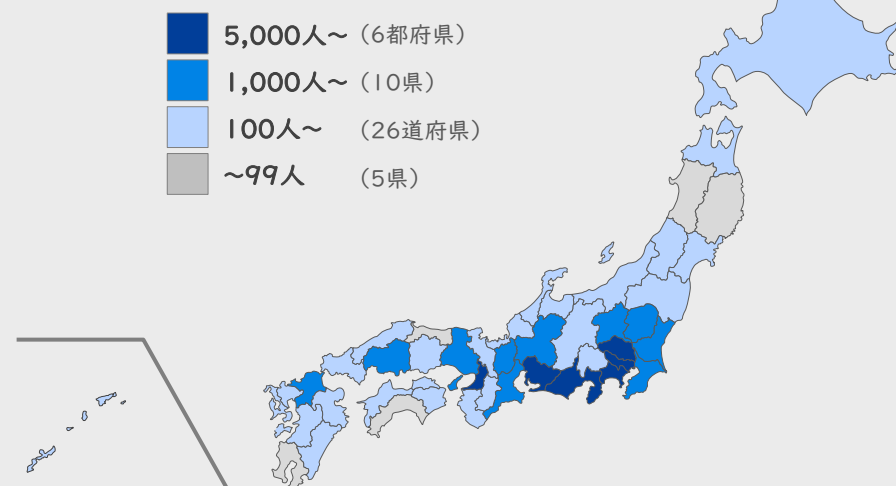


2 日本語指導が必要な児童生徒は集住化・散在化の傾向がみられる

日本語指導が必要な児童生徒が在籍する学校数



都道府県別 日本語指導が必要な児童生徒数



「外国人の子供の就学状況等調査」令和7年度調査結果



調査の目的

- 学齢相当の外国人の子供の就学状況や地方公共団体（教育委員会を含む）における就学促進の取組状況を継続して把握する。
※ 本調査は、令和元年度から全国調査として実施しており、今回が6回目の調査となる。
- 就学状況の把握に係る進捗状況や課題を整理し、各地方自治体の取組の改善を促す。

調査対象

全市町村教育委員会（特別区を含む。）（1,741）

調査時点

令和7年5月1日

主な調査結果

学齢相当の外国人の子供の数、義務教育諸学校への在籍数は、ともに調査開始以来最多。
不就学の可能性のある子供数は、前回調査から723人増加している。

単位：人

区分	住民基本台帳上の人数	市町村教育委員会から報告のあった人数							⑦ (参考) 住民基本台帳上の人数との差	不就学の可能性のある子供の数 (③⑤⑦の合計)
		就学者数		③ 不就学	④ 転居・出国 (予定含む)	⑤ 就学状況把握できず	⑥ その他	計		
		① 義務教育諸学校	② 外国人学校							
令和元年度	123,830	96,370	5,023	630	3,017	8,658	-	113,698	10,132	19,420
令和3年度	133,310	112,148	7,922	649	3,194	8,597	-	132,510	800	10,046
令和4年度	136,923	116,288	9,180	778	3,272	6,675	-	136,193	730	8,183
令和5年度	150,695	127,239	10,993	970	3,833	7,199	29	150,263	432	8,601
令和6年度	163,358	138,418	11,615	1,097	4,751	7,213	144	163,238	120	8,430

令和7年度

合計人数	177,726	150,786	11,949	911	5,660	8,013	178	177,497	229	9,153
【構成比】 (前年度)	-	85.0% (84.8%)	6.7% (7.1%)	0.5% (0.7%)	3.2% (2.9%)	4.5% (4.4%)	0.1% (0.1%)	100%	-	-
小学校相当 合計人数	121,964	104,075	8,016	591	3,978	5,088	108	121,856	108	5,787
中学校相当 合計人数	55,762	46,711	3,933	320	1,682	2,925	70	55,641	121	3,366

留意点 ※不就学の可能性があると考えられる外国人の子供の数の合計（③＋⑤＋⑦）は9,153人。

⑤は教育委員会が就学状況の把握を試みたが不在や連絡不通により把握ができなかった者。

※⑥は①～⑤のいずれにも該当しない者（母国等の学校のオンライン教育を受講している等）。

(担当：総合教育政策局国際教育課)

(2) 関連事業等について

- 日本語教育は、我が国において全ての人が共に生きるための共通の基盤であり、日本で生活する外国人の子供や大人の教育環境を整えることは、学校現場の負担軽減や全ての子供の教育の質の確保、秩序ある共生社会の実現にもつながる。
- このため、国が主導し、在留許可手数料の見直し等により確保した財源も最大限活用して、①子供から大人までの切れ目ない総合的な支援により、②同時進行する「集住化」「散在化」「母語の多様化」それぞれに対処する。

来日前

来日後

就学前

学齢期

高校段階

大人

集	住	化	散	在	化	母語の多様化	
就学促進の支援強化						R9概算要求額(前年度予算額) 278百万円(95百万円)	
就学促進に向けた自治体の取組を支援、就学促進等の指針の改訂・周知						学校への就学を促進	
プレスクール・プレクラス※の支援強化						5,498百万円【新規】	
プレスクール・プレクラス※の全国展開に向けた支援、教材等の作成						自治体における日本語教育センター機能整備への支援 1,267百万円の内数【新規】	
※ プレスクール:主に学齢期以前の外国人幼児に対する支援を行う取組、プレクラス:主に学齢期の外国人児童生徒に対する初期日本語指導等の支援を行う取組							
学校における日本語指導体制の充実							総合調整会議の設置
日本語指導員等の拡充、教員の定数改善、外部の専門人材の積極的な活用							
学校における日本語指導内容の充実						基本方針の作成	
※教員定数は、1兆7,251億円の内数(1兆7,118億円の内数)							
生成AIやオンラインの活用を含む、指導内容・方法に関するガイドライン						コーディネーターの配置	
特別の教育課程の活用推進／個別の指導計画の改善／情報検索サイトの機能強化や教材等の充実							
教師等の養成・採用・研修による指導力の向上						人材の発掘・研修・マッチング	
教員養成課程における内容の充実／日本語指導経験者の採用／リーダー養成に向けた研修の普及							
進学・就職へのきめ細かい支援の促進						広域的な指導体制整備	
キャリア教育・支援の取組方法や実践事例の普及 等							
地域日本語教育の質の向上と機会の拡充						「日本語・生活学習プログラム(仮)」の創設に向けた検討課題と留意事項について(令和8年7月 法務大臣政務官PT)【抜粋】	
地域日本語教育の実施に関するガイドラインの策定							
空白地域解消に向けた体制整備 等						受入れ機関の役割については、外国人の受入れによる裨益の観点を踏まえ、より踏み込んだ検討をすべきである。	
質の高い日本語教育体制の強化							
登録日本語教員向けの研修の充実や日本語教員試験の受験機会の拡大(CBT化)						※ 今後、外国人の受入れの基本的な在り方に関する検討内容も踏まえて検討。	

来日前・入国後の日本語学習のためのカリキュラム・教材の作成 等

子供の就学状況等を親の在留審査における考慮要素とすることについて、入管庁等において検討

「日本語・生活学習プログラム(仮)」の創設に向けた検討課題と留意事項について(令和8年7月 法務大臣政務官PT)【抜粋】

受入れ機関の役割については、外国人の受入れによる裨益の観点を踏まえ、より踏み込んだ検討をすべきである。

※ 今後、外国人の受入れの基本的な在り方に関する検討内容も踏まえて検討。

(担当：大臣官房国際課、総合教育政策局国際教育課、総合教育政策局日本語教育課等)

「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」(令和2年7月1日(令和8年8月28日改訂)文部科学省)

「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」(令和7年9月5日閣議決定)に基づき、我が国に居住する外国人の子供たちが、社会の一員として日本の将来を担う存在であることを前提に、日本における生活の基礎を身に付け、その能力を十分に発揮し未来を切り拓くことができるよう、外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等のために地方公共団体が講ずべき事項を指針として策定。

1. 外国人の子供の就学の促進及び就学状況の把握

(1) 就学状況の把握

- 外国人の子供についても、住民基本台帳に基づいて学齢簿に準じるものを作成するなどし、外国人の子供の就学状況も一体的に管理・把握
- 「就学事務システム」に登録されている外国籍の児童生徒の情報の活用 ●外国人学校等を含めた就学状況の把握
- 電話・訪問等による個別確認を実施 ●在留外国人出入国記録の照会等の活用 ●子供の状況把握のため福祉部局の協力も得ながら調査を実施

(2) 就学案内等の徹底

- 住民基本台帳や学齢簿等の情報に基づく就学案内の送付 ●域内の外国人の使用言語への配慮 ●幼稚園等への就園機会の確保
- 乳幼児健診や予防接種の受診等を捉えた情報提供 ●被仮放免者や被監理者の中に就学年齢の外国人の子供が含まれる場合の適切な就学案内

(3) 不就学の子供への支援

- プレスクール・プレクラスによる初期の日本語指導や学校生活に必要な適応指導、個別訪問等による就学の意識付け、相談体制の構築

(4) 外国人関係行政機関・団体等との連携の促進

- 教育委員会と首長部局(住民基本台帳部局・国際交流部局・福祉部局等)、公共職業安定所、支援団体、外国人学校・日本語学校等との連携

2. 学校への円滑な受入れ

(1) 就学校の決定・変更における柔軟な対応

- 通学区域内の義務教育諸学校において受入れ体制が整備されていない場合や、特定の義務教育諸学校に外国人の子供が集中し受入れ体制が逼迫している場合などに、就学校の柔軟な指定・変更が可能

(2) 障害のある外国人の子供の就学先の決定

- 総合的な観点からの就学先決定、言語・教育制度・文化的背景の違いに留意した本人や保護者への丁寧な説明

(3) 受入れ学年の決定等

- 年齢相当学年の教育を受けることが適切でないと認められるときに、下学年への入学を認める
- 進級・卒業に当たり、学習の遅れに対する不安により保護者等からの要望がある場合、補充指導や、進級・卒業の留保などを措置

(4) 就学前に得られた情報等の小学校への引継ぎ

- 幼児教育と小学校教育との円滑な接続を図るため、幼児教育施設から小学校に対し、指導要録等を含めた情報の引継ぎを適切に実施

(5) 学習の機会を逸した外国人の子供の学校への受入れ促進

- 義務教育諸学校への編入、日本語学校・プレクラス・日本語教室など学校生活への適応につなげる支援、望ましい時期での学校への入学

(6) 学齢を超過した外国人への配慮

- 夜間中学を設置している地方公共団体において、夜間中学への入学が可能であることを案内

(7) 高等学校等への進学促進

- 進路ガイダンス・進路相談等の実施 ●高等学校入学者選抜における外国人生徒等の特別定員枠の設定や受検に際しての配慮等の取組を推進

プレスクール・プレクラス（初期日本語指導等）支援強化事業

令和9年度概算要求・要望額 55億円（新規）



現状・課題

- ✓ 在留外国人数はR7末で413万人となり過去最高。そのうち、**家族滞在が約35.2万人（R6から新規入国者4.7万人増加）**。
- ✓ 併せて、**公立学校で日本語指導が必要な児童生徒は約8.5万人（R5から1.6万人増加）**し、集住化・散在化・母語の多様化が進行
- ✓ 新規入国者の**年度途中の転・編入**により、**学校における初期段階の指導体制の整備が追い付かない**

⇒ **学校における学習への円滑な接続及び学校の負担軽減のため、集中的な日本語初期指導環境の整備が不可欠**

事業内容

就学直前や就学初期段階において、入学後の学校生活への円滑な適応や、初期の日本語指導等を集中的に行うため、外部機関等と連携し、デジタル技術や教材等の効果的な活用を含む**初期日本語指導等に取り組む自治体の運営を支援**。また、国において、**自治体の実施手法・成果等の分析やオンライン等を活用した広域展開等の効果的な実施手法の開発等**をするとともに、**プレスクール・プレクラス（初期日本語指導等）（以下、プレクラス等という）の設置に必要な運用マニュアルや標準教材等を開発・整備**し普及することで、全国の自治体において一定基準を満たした初期日本語指導等が実現できるよう、質保証を図る。

1. プレクラス等設置促進 全国の自治体におけるプレクラス等の 設置促進（5,178百万円）

全国の自治体において、就学前の日本語指導が必要な児童生徒を対象とした、教育課程外の取組みとして**プレクラス等**を設置し、**集中的に日本語や学校生活を学ぶプログラム**を実施する。

取組内容

- **日本語指導**：サバイバル日本語、日本語基礎
- **生活適応指導**：持ち物・朝の会・休み時間・給食・防災・安全に係る指導
- **保護者ガイダンス** 等

<取組例>

自治体への支援（約40自治体）

標準プレクラス等の展開

- ・1クラス当たりの指導人数：5人
- ・指導期間：8週間
- ・1クラス当たりの指導員等
日本語指導員：2名※
母語支援員：2名※
※オンラインの場合1名

対面型・
オンライン型



その他

- ・プレクラス等の取組を実施する自治体に対する支援
- ・施設長や外国人児童等教育相談員の派遣
- ・日本語指導員（拠点におけるオンライン指導）の派遣
- ・スクールバスの運行 等

2. プレクラス等の普及促進及び効果的な実施手法開発等（320百万円）

国主導による運用マニュアルや標準教材等の開発・普及

取組内容

自治体の取組状況を分析し、プレクラス等に必要な**標準教材等**を開発、全国に展開

- 運用マニュアル、教材開発、事例の分析、効果的な実施手法の開発、指導者研修教材の開発、全国フォーラム等の実施による自治体への普及

件数・単価 交付先

【補助事業（定額補助）】

- 都道府県・市町村
約40自治体を対象
大規模集住地域 14自治体×170百万円
その他集住地域 27自治体×103.5百万円

【委託事業】

- 民間（事業総括・調査分析・教材等開発 等）
1団体×306百万円



【事業の流れ】



初期支援体制の整備・実施

- ・初期支援体制の構築を支援し、集中的に日本語や生活について学ぶ環境を整備促進。
- ・プレクラス等運用マニュアルや教材等を開発

学校における学習への円滑な接続・成果まとめ

- ・学校における教科の学び、日本語指導へ接続させるとともに、実施手法や成果を全国に共有
- ・プレクラス等運用マニュアルや標準教材等を整備・普及

更なる全国展開へ

- ・初期支援の充実を図る自治体の導入を支援
- ・プレクラス等の質的保障の実現

（担当：総合教育政策局国際教育課）

* プレスクール

主に**学齢期以前の外国人幼児を対象**として、入学後の円滑な学校生活につなげるための支援を行う取組

プレスクール事例

- 小学校入学前の幼児に対する支援
(内 容) 学校生活適応指導、小学校入学初期に使われる日本語指導
(対 象) 入学を控える外国人幼児とその保護者
(期 間) 1月～3月 毎週土曜日 全8回
(場 所) 市内3か所(市施設1か所、小学校内2か所)に設置



* プレクラス

主に**学齢期の外国人児童生徒を対象**として、学校就学前や就学後初期段階に、円滑な学校生活につなげるための**初期日本語指導等**の支援を行う取組

プレクラス事例

- 学齢の特徴(学習のつまずきやすさ等)を踏まえた支援
(内 容) 学校生活適応指導、日本語基礎指導、教科の基礎的な補習を行う
(対 象) 小学5, 6年生・中学生の年齢で初めて日本の学校に就学する生徒
(期 間) 週4日通室し、1日は在籍する学校へ通学 10週間のプログラム
(スケジュール) 1日5時間



帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業

令和9年度要求・要望額
(前年度予算額)

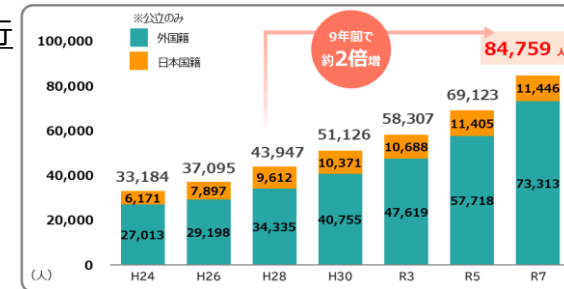
3,345百万円
1,491百万円



背景・課題

- ✓ 公立学校で日本語指導が必要な児童生徒は約8.5万人(約10年間で約2倍)と増加し、多様化に加え集住化・散在化が進行
- ✓ 学校生活に必要な日本語等を身に付けるための特別な指導を受けていない児童生徒が約1割存在
- ✓ 学齢相当の外国人の子供のうち不就学、又は不就学の可能性のある者は約9千1百人

⇒ 外国人の子供の就学促進を図るとともに、帰国・外国人児童生徒等の学校での教育環境を整備するためには、日本語指導員や母語支援員の派遣等の指導体制の構築や、きめ細かな指導を行うためのICTを活用した支援等、各地方公共団体が行う取組みに対する支援を拡充することが不可欠



事業内容

I. 帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業 (拡充)

(事業期間：H25～)

予算額：3,007百万円 (1,396百万円)
補助対象：都道府県・市区町村
補助率：1/3

【実施項目】

- 運営協議会・連絡協議会の実施
- 日本語指導員、母語支援員の派遣
- オンライン指導や多言語翻訳システムなどICTを活用した教育・支援
- 高校生等に対する包括的な教育・支援 等

(参考) 令和7年度補助実績

【きめ細事業実施】
3 3都道府県
1 9指定都市
3 1中核市
1 3 8市区町村

【就学事業実施】
2 都道府県
6 指定都市
4 中核市
2 3 市区町村

<関連する政府方針(抄)>

「経済財政運営と改革の基本方針2026」(R8.7.21閣議決定)

・(略) 併せて、外国人が日本社会の一員として責任ある行動をとれるよう、日本語及び我が国の制度・ルール等の教育を強化し、「日本語・生活学習プログラム(仮称)」の創設に向けた取組や、ブレカス等の全国展開や登録日本語教員の処遇改善に向けた取組をはじめ、地域や学校の体制整備など、国主導の下、地方公共団体等とも連携して必要に応じた施策の充実を図る。

「外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策」(R8.1.23関係閣僚会議決定)

・令和8年度から、日本語指導補助者等への支援の拡充等、地方公共団体への財政支援を拡充する。

II. 外国人の子供の就学促進事業 (拡充)

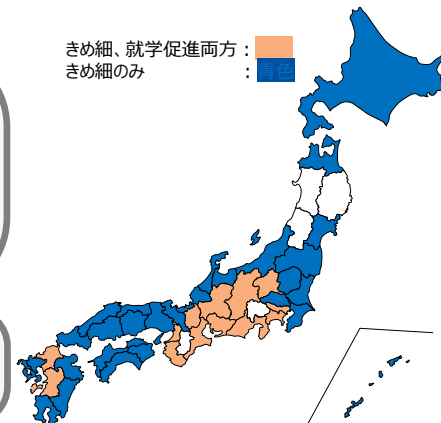
(事業期間：H27～)

予算額：278百万円 (95百万円)
補助対象：都道府県・市区町村
補助率：1/3

【実施項目】

- 不就学等の外国人の子供に対する日本語、教科等の指導のための教室
- 上記教室にて指導を行う指導員の研修
- 就学状況や進学状況に関する調査
- 日本の生活・文化への適応を目指した地域社会との交流 等

きめ細、就学促進両方：
きめ細のみ：



帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業にかかる体制強化 (新規)

(事業期間：R9～)

予算額：60百万円

アウトプット (活動目標)

- 学校における帰国・外国人児童生徒等の受け入れ体制を整備する自治体の取組を支援するため、公立学校における指導・支援体制の構築及び受け入れ促進に関する事業実施の地域数を増加 (I. 帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業)
- 外国人の子供の就学促進に取り組む自治体を支援するため、外国人の子供の就学促進事業実施数を増加 (II. 外国人の子供の就学促進事業)

短期アウトカム (成果目標)

初期 (令和6年頃)

- 日本語指導等の体制整備が進み、外国人児童生徒等の増加・多様化に関わらず、きめ細かな指導が提供される
- 全国の自治体で就学管理の改善が図られる

中期アウトカム (成果目標)

中期 (令和8年頃)

- きめ細かな支援事業の取組成果が全国に普及し、多くの自治体できめ細かな指導が提供される
- 全国の自治体で全ての外国人の子供の就学状況が一体的に管理・把握できるようになり、就学促進の取組が推進される

長期アウトカム (成果目標)

長期 (令和10年頃)

- 全国どの地域の公立学校においても充実した日本語指導等が受けられるようになる
- 公立学校小・中学校等への就学を希望する全ての外国人の子供が就学する
- 全国の高校で「特別的教育課程」の編成・実施による日本語指導を受ける生徒の割合が増える
- 全ての日本語指導が必要な児童生徒が希望に応じて高校・大学等に進学して適切な教育を受け、日本社会で自立して生活し、自己実現を図ることができる

(担当：総合教育政策局国際教育課)

日本語教育のセンター機能 イメージ図

日本語教育のセンター機能

都道府県・指定都市

センターに当たるセクションの位置付け：広域的な指導体制

総合調整会議

市区町村・**教育委員会**・大学・認定日本語教育機関・企業・経済団体・外国人住民 等の県内外の有識者

- ・基本方針策定／改訂等
- ・基本方針フォローアップ

総括コーディネーター



域内全体に普及する
プログラム開発



中核人材育成
マッチング



市町村相談対応



指導助言

- ・域内のネットワーク構築
- ・大人／子供の取組促進
- ・市町村からの相談対応

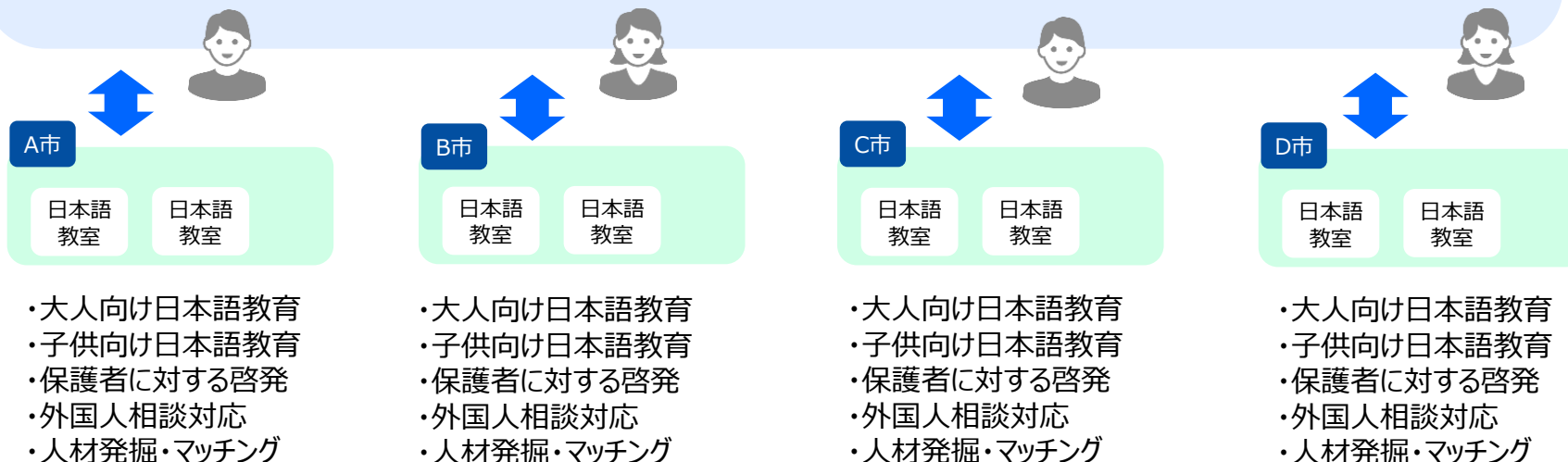


地域日本語教育コーディネーター

地域ごとのプログラム企画・編成／関係機関との連絡・調整／日本語教室開設・運営・指導支援／市町村における調査基本方針策定／**子供・大人向け教育人材発掘・研修・人材の配置やマッチング**

連携・協働

教育委員会、学校、日本語教育機関、大学、NPO法人・任意団体、企業・経済団体 等

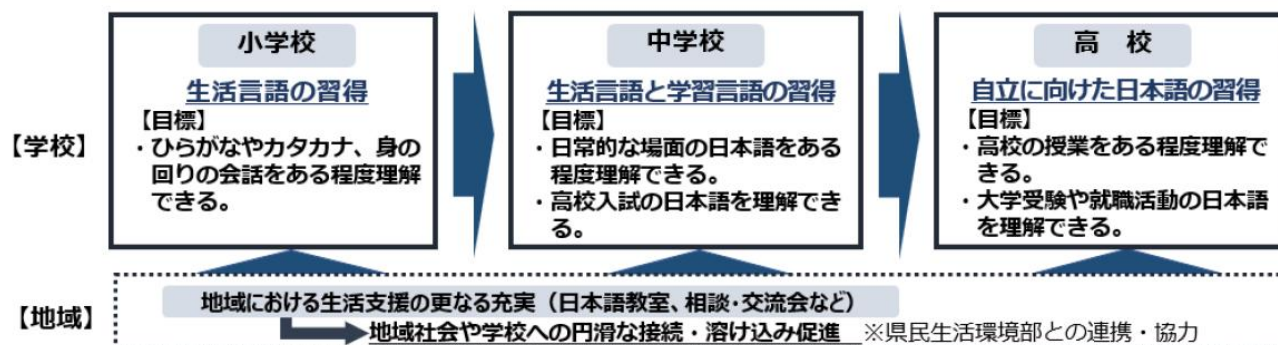


茨城県「切れ目のない支援を継続する体制」

背景 地理的条件として面積が大きく、集住地域と散在地域が併存し、地域ごとの対応が必要になった。また、多国籍化・多言語化も進んでいた。

特徴 小中高を貫くきめ細かな支援を県が主導し体制を構築した。地域に応じ集住地域では支援員の派遣、散在地域では大学と連携しオンラインを活用した日本語指導を実施している。更に、支援だけではなく教員や支援員の研修なども行い、指導力の向上にも努めている。

小中高を貫く茨城県日本語習得支援体制（2026年度以降）



《小中高を貫く支援体制》

◎：支援に重きを置く学校段階

	支援者	主な支援内容	小学校	中学校	高校
【支援①】 生活言語支援	日本語支援員 (有資格者)	▶生活言語習得支援 ▶教員、支援員に対する専門的な助言	◎	◎	◎
	日本語支援員	▶生活言語習得支援	◎	◎	○
	母語支援員	▶児童生徒と教員間の通訳支援 ▶学校生活適応支援	◎	◎	○
	大学、NPO等	▶オンラインによる生活言語習得支援	◎	◎	◎
【支援②】 学習言語支援	国際クラス担当教員	▶学習言語習得支援	○	○	◎
	大学教授等	▶教科学習やキャリアにつながる日本語の習得支援	—	—	◎
【支援③】通訳・翻訳	NPO等	▶通訳・翻訳 ▶在留資格手続きなどの支援	○	○	◎

外国人児童生徒に対して、小中高を貫くきめ細かな支援を行うことで、日常生活や社会生活に必要な日本語を習得し、将来、本県で自分の人生を自ら切り拓くことのできる外国人児童生徒を育成する。

「外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議」第7回
(茨城県発表資料)に基づき作成